

## ホームレス対策にかかる要望書

厚生労働大臣 舩添 要一 様

平成 21 年 7 月 10 日

### 全国自治体ホームレス対策連絡協議会

東京都

愛知県

京都府

大阪府

兵庫県

福岡県

横浜市

川崎市

名古屋市

京都市

大阪市

神戸市

福岡市

北九州市

堺市

新宿区

台東区

墨田区

渋谷区

豊島区

## ホームレス自立支援等施策の推進にかかる要望書

ホームレスは、都市部を中心にその集中が進み、現代社会における新たな貧困問題として、社会問題化しています。とりわけ、その集中は、都市社会に様々な問題を顕在化させています。

これまで、各地方公共団体は、地域の実情に応じた対策を講じ、一定の成果をあげてきたところでありますが、なお多くのホームレスが都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を起居の場とするという厳しい状況が継続しております。

他方、昨今の経済状況の影響もあり地域経済の長期低迷や産業構造の変化などによって、地方財政は著しく悪化しており、ホームレス問題を解決し、健康で活力ある地域社会を形成していくには、就労対策をはじめとした国による抜本的なホームレス対策の取り組みが不可欠です。

昨年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(以下、「特別措置法」という。)に基づく基本方針の見直しがなされ、この見直しを踏まえ、各地方公共団体において実施計画を改定するなど、ホームレスの自立支援等施策に取り組んでいるところです。本年1月の「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果によると、前回の調査に比較してホームレス数は若干減少しているものの、その減少率は鈍化しており、一部の地方公共団体ではむしろ増加傾向にあります。これは、ホームレスを取り巻く状況として、高齢化や野宿生活の長期化、就労意欲の低下など、自立支援が相対的に困難な人の割合の増加が見られる一方、昨年度後半の世界的な金融危機による急速な経済・雇用情勢の悪化が新たなホームレスの増加やホームレスの自立に影響しているものと考えられます。今年度以降も、生産活動が極めて低い水準で推移するものと推測されていることから、雇用情勢の一層の悪化が懸念されており、今後のホームレス数の動向は予断を許さない状況にあります。今後は、より一層、ホームレス問題の抜本的な解決にむ

けた、国による施策の推進が必要です。

各地方公共団体においても、特別措置法、国の基本方針を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する実施計画を策定し、自立支援施策を推進しているところではありますが、施策の効果がより一層発揮されるよう、下記の事項について格段の配慮をされるよう要望します。

## 記

### 1 総括的事項

ホームレスの自立支援等施策については、これまで国及び地方公共団体が取り組んできた施策の実績及び効果を踏まえ、着実に推進できるよう、国の責任において、更なる充実した制度の創設及び支援策を拡充するとともに必要かつ十分な財政措置を講じられたい。また、制度の運用にあたっては、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じた、多様な施策を進めることができるよう配慮されたい。

ホームレス問題は、個人の尊厳に係る人権問題であり、基本的人権の尊重という観点からも、早急な解決が求められている。また、その解決に向けては、国民の理解と協力を求めていくことが必要であるので、国においてもホームレス問題への正しい理解が得られるような啓発活動など、必要な措置を講じられたい。

### 2 個別的事項

#### 就業機会の確保に関する事項

○厳しい雇用情勢に鑑み、就業による自立を効果的に行うため、雇用創出並びに就業機会の拡大策等の抜本的な施策を講じられたい。また、直ちに就業による自立が困難な者に対しては、国等による就業機会の確保策により、一定期間就業できるよう制度を創設されたい。

○特別措置法の重要な柱であるホームレス化の防止の観点から、現在、簡易宿所密集地域の地方公共団体を中心として行っている高齢者就労支援事業等の就労対

策について、特別の財政措置を講じられたい。また、ホームレスや日雇労働者を対象とする雇用・就業支援を拡充し、常用雇用への移行が可能となるよう実効性ある施策を講じられたい。

就業機会の確保はホームレスの自立支援の要であり、自立支援職業相談員は重要な役割を担っている。今後も職業相談員については、十分な人員を配置していただきたい。

○就業機会の確保を目的として実施されている自立支援職業相談員・就業開拓推進員の配置及び技能講習事業について、自立支援センター入所者だけでなく、更生施設等の生活保護施設入所者も対象とするよう制度を拡充されたい。

また、技能講習予算を拡充されたい。

雇用機会の増大を図るため、ホームレス等試行雇用事業を拡充するとともに、事業主の協力が得られる効果的な支援策を講じられたい。

「ホームレス就業支援事業」をより効果的なものとするために、民間の就業機会の確保にむけた施策の充実とともに、国等からの就業機会の提供などの措置を講じられたい。

自立の支援等に関する事項

○総合相談推進事業、自立支援事業及び緊急一時宿泊事業等については、事業運営の実態を考慮して、補助基準額の引き上げを図られるとともに、制度そのものも拡充されたい。特に、総合相談推進事業においては、自立支援が相対的に困難な人の割合の増加等を勘案し、十分な基準額の確保がなされるようご配慮をお願いしたい。また、支援内容の複雑化、困難化に伴い、自立支援に携わる職員に求められる資質も高度、専門化しており、このような状況に対応する職員の確保や、医師、保健師、弁護士等の専門家の対応も必要となっており、こうした対応に必要な財政的措置を講じられたい。

ホームレス対策は、就労、住宅、保健・医療、福祉施策等、様々な施策を総合的かつ多面的に推進していくことが必要で、こうした施策の実施に際しては、広域的な行政の視点から取り組むことが適切である。そこで、市町村が共同して取り組むホームレス自立支援事業について、国庫補助制度の運用上、特段の配慮をお願いしたい。

○安定した居住場所の確保のため、入居時の保証人の確保など効果的な支援策の充実と公営住宅等を活用した民間団体の居宅提供活動への支援策を講じられたい。

○高齢や傷病等により就労自立が困難で、他法他施策でも対応困難なホームレスに対しては、生活保護を適用してきており、このため、ホームレスが集中する地方公共団体については生活保護費の財政負担が過重となっているが、こうした財政負担を特定の地方公共団体が一手に負うことは不合理である。ついては、ホームレスへの生活保護費の負担が大きく偏ることのないよう、国において必要な財政措置を講じられたい。

○長期かつ継続的な支援が必要とされるホームレスの方が多い状況に鑑み、社会福祉法人、NPO等の民間団体による息の長いホームレス自立支援事業への取り組みを促進するため、地方公共団体と連携・協力して実施する民間団体等の自立支援事業に係る支援制度を創設されたい。

ホームレスに対し有期で生活指導を行う無料低額宿泊事業については、生活指導に要する人件費の補助を講じられたい。その際、生活保護の実施責任については、無料低額宿泊施設が所在する実施機関ではなく、当該施設に入居を斡旋しかつ生活指導を依頼した実施機関が、その後入院した場合等も含めて負うものとしていただきたい。

地域の実情に合わせ、自立支援施設等の設置を行う際には国有財産の活用の特段の配慮を講じられたい。

社会福祉法人、NPO等の民間団体によるホームレスへの基礎的支援事業である炊き出し等の給食・物資配布事業について、助成措置を講じられたい。

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる生活上の支援に関する事項

○ホームレス対策事業の拡充措置として検討されている旅館や簡易宿所等の借り上げによる緊急一時的な宿泊場所の提供及び給食の提供事業について、継続的に助成措置を講じられたい。

○年末、年始、冬季における短期の保護事業に対する運営費助成や施設整備に対する助成措置を講じられたい。

○医療保険未加入者等の医療費困窮者に対する医療援護や医療機関での受診に際し、身体を清潔にするための措置事業に対する助成措置の拡充を図られたい。

保健及び医療の確保に関する事項

○社会福祉法第2条第3項に規定する無料低額診療事業について、一部の施設では、生活保護の受給者または医療保険の加入者しか事業の対象としていない実態も見受けられるので、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者が、積極的に事業の対象とされるよう周知されたい。

以上